

高等学校等就学支援金・新制度における国籍・在留資格等に関する支給要件（イメージ）

区分	該当例		在留期間	支援金の支給	(参考)
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人		—	支給対象	
②特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者		無期限	支給対象	
③永住者等	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	支給対象	
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月		
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月		
④定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者（第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等）		5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	定住者のうち、「将来永住する意思があると認められた者」は、支給対象	●新制度対象外の在校生（留学生含む）には、旧制度の支援を継続。 ●新制度対象外の新入生（留学生除く）には、旧制度と同等の水準の予算措置を実施。
⑤家族滞在	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など		法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	家族滞在のうち、「小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者」は、支給対象	
⑥右記の在留資格により在留する者	・外交、公用 ・文化活動 ・留学、研修 ・特定活動 等		区分の内容及び15日から5年の期間	支給対象外	

※在留資格の取得・変更・更新は、全て法務大臣の許可が必要。

※調整中。①、②、③のうち永住者 以外については、今後文部科学省令で詳細を定める予定であり、変更の可能性あり。